

栄町訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表 令和6年4月1日から

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合) 268単位	268	1回につき		
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用人数20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算				
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日			日数の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1月につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日			日数の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1月につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日			日数の場合 ÷30.4日 1単位減算	-1	1月につき	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加	50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算		